

# 通行時間帯(夜間)指定条件の合理化について

令和元年6月21日(金)より、通行条件により通行時間帯が夜間に制限される区間は、これまでの全経路から、原則として、特に交通への影響が大きい必要最低限の区間に限定されます。

具体的な区間は、許可証に添付されるC・D条件箇所一覧に記載されています。

また、すでにお持ちの許可証についても、C・D条件箇所一覧が付されている場合には、同様の取扱いとなります。

なお、今後、通行時間帯(夜間)指定条件が付される場合の条件書は、下記の通り表示されるようになります。

※申請者の皆様におかれましては、許可証・条件書と同じく、特殊車両の走行時に『C・D条件箇所一覧』の携行をお願い致します。

## ＜条件書への記載例＞

2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線)を通行すること。  
〔申請経路全路線〕
4. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること。  
〔別紙「C・D条件箇所一覧」の区間又は箇所〕
5. 次の区間を通行する時間は、21時から6時までとする。  
(別紙「C・D条件箇所一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所)

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

# 通行時間帯(夜間)指定条件の合理化について

## C・D条件箇所一覧

枚数順番号	1
-------	---

 受付許可番号: XXXXXXXXXX

軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (SL2-2)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	<span style="background-color: gray; color: gray;">XXXXXXXXXX</span>	<span style="background-color: gray; color: gray;">XXXXXXXXXX</span>	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	C	相模原市	主要地方道 神奈川県51号線 町田厚木線	南区相模大野	往復	-	南大野派出所#5339230110	南区南台	～	谷口#5339230168	上鶴間
							車両幅-3.30m 21～6時に通行のこと				
未収録道路	寸法:C 重量:D	大和市	試験路線01	-	-	-	谷口#5339230168	-	～	試験交差点	-
							車両幅-3.30m 21～6時に通行のこと				
未収録道路	寸法:C 重量:D	大和市	試験路線02	-	-	-	試験交差点	-	～	若松二丁目#5339231875	-
							車両幅-3.30m 21～6時に通行のこと				

当該箇所時間に時間帯指定が記載されている区間又は箇所に関し、通行時間帯が制限されます。

### <参考:通行時間帯(夜間)条件>

- 重量  
通行条件の区分がDとなる車両
- 寸法  
通行条件の区分がCとなり、かつ車両の幅が、3メートルを超えるもの

※道路及び交通の状況からこの基準によることが不適当と認められる場合は、別途当該道路の道路管理者が個別に通行時間帯を指定し、又指定しないことができる